

新潟市スポーツ・音楽振興顕彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、スポーツ・音楽の振興に寄与したものを顕彰し、新潟市のスポーツと音楽の発展に資することを目的とする。

(顕 彰)

第2条 顕彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体について、関係団体等の推薦にもとづき、市長が新潟市スポーツ・音楽功労者選考会議に諮って行う。

- (1) 本市のスポーツの振興に尽し、その功績が顕著なもの。
- (2) 本市の音楽・芸能の振興に尽し、その功績が顕著なもの。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に顕彰することが必要と認められるもの。

(顕彰の方法)

第3条 顕彰は、市長名の感謝状を授与して行う。この場合において、記念品を贈呈することができる。

(選考会議)

第4条 被顕彰者の選定の適正を期するため、新潟市スポーツ・音楽功労者選考会議を設置する。

- (1) 選考会議は、10人以内の委員をもって構成する。
- (2) 委員は、関係連合団体及び市職員から市長が委嘱する。
- (3) その他選考会議に関し必要な事項は、別に要領で定める。

(基準調査日)

第5条 被顕彰者の基準調査日は、毎年9月1日現在とする。

(その他)

第6条 その他必要な事項は、別に定める。

(付 則)

この要綱は、平成 4年9月1日から施行する。